**郑** 张墨 長 獸

# 平成 $29^{\,$ 年分(2017) 給与所得者の保険料控除申告書 兼給与所得者の配偶者特別控除申告書



保∙配特

	給与の支払者 の名称(氏名)																	
	び所在地(住所)																	
	企業コード 社員番号																	
	11.具钳写									(	<del></del>		あ	なた	の住所	<u>又は居</u> ヽ	·所	
đ	フリガナ あなたの氏名								印							,		
給	与所得者の保険料控							<b>※</b> ≢	告や訂	Eがない場	合もご捺印	ください。						_
	-	般の生	命保険	· · · -		保険期間		保険等の		保障	食金等の		新•	旧のI	区分	あなたが (分配を	本年中に支払った保険料等の金額 受けた剰余金等の控除後の金額)	支払者(
	保険会社等 <i>の</i>	2名称		保険等の	種類		契	約者の	<b>大名</b>		氏名	あなたと の続柄					(a)	確認印
-										-			新	•	IB		<u> </u>	1
ŀ							-						新新	<u>:</u>	IB IB	-		1
ŀ													新	•	IB IB			
ı													新	•	IΒ			
													新	•	旧			
ļ		1				ļ		. 1		1 True coope			新	•	IΒ		(E * 40 000 FT)	
	(a)のうち新保険料等の 金額の合計額	Α		円	Aの金額を下の 用)に当て	まめて計算し	た金額	U		と高40,000円		円	計((	1)+(2))		3	(最高40,000円)	P
	(a)のうち旧保険料等の 金額の合計額	В		円	Bの金額を下の 用)に当て			2	( <u>#</u>	と高50,000円	)	円	②と③のいず	れか大き	きい金額	(1)		Р
L	[:	介護医療	保険料	<b>4</b> ]		保険期間		保険等の			保険金等の受		の受取人	受取人		あなたが	本年中に支払った保険料等の金額 受けた剰余金等の控除後の金額)	領 給与の 支払者の
	保険会社等 <i>の</i>	名称		保険等 <i>の</i>	)種類	DK BX 701101	契	約者の」	氏名			氏名			あなたと の続柄	()) 1602	(a)	確認印
																	F	9
<b>₽</b>																		
}										1								
	(a)の金額の合計額	С		円									金額を下の計			(D)	(最高40,000円)	Р
ŀ			F Lab. Ast	' '		Ι.			42 除	金等の	以 (4) (4)		用)にあては&	かて計算	した金額			1
È	【 <b>個</b> ク 保険会社等の	<b>年金保</b> 全称		保険等の種	年金支払 期間		保険等 約者の			五年の 氏名	あなたと	年金の支払 開始年月日			区分		本年中に支払った保険料等の金額 受けた剰余金等の控除後の金額) (a)	
¥	体队五任寺0.	71117		体 次 寺 の 住 :	AR.				,	~u	の続柄		新		IΒ		F	
١													新	•	IB			1
													新	•	IΒ			
È													新	•	旧			
	(a)のうち新保険料等の 金額の合計額	D		円	Dの金額を下の 用)に当てI	まめて計算し	た金額	4		最高40,000円		円	計(@	4)+(5)		6	(最高40,000円)	F
	(a)のうち旧保険料等の 金額の合計額	Е		円	m/ica class cal				最高50,000円	円 ⑤と⑥のいずれか大		れか大き	きい金額	(11)		F		
ŀ		算式 I(	新保険料			計算式 B 又は Eの金額			式 Ⅱ(	Ⅱ(旧保険料等用)						(最高120,000円)     控除額		
2	A、C 又はDの金額 20,000円以下		控除額の計算式 A、C 又はDの全額			25,0	8 又は Eの		Eの金額		B 又はEの		空除額の計算式		生命保険料控			食料控除額
2	20,001円から40,000円まで		A、C 又は	D ×1/2+10,000円		25,0	101円から5	0,000円まで			B 又はE >	<1/2+12,500₽	l		計(イ)+	(D)+(M)		
- 1-	40,001円から80,000円まで 30,001円以上		A、C 又は 一律に40.0	D ×1/4+20,000円		50,001円から100,000円まで 100,001円以上				B 又はE ×1/4+25,000円 一律に50,000円			-			F.		
Ť	00,001 FBT		-1#1C40,0	00017	100,						◆年の対象 L かった			あなたが本年中に支払った			※1 あなたが本年中に支払った	
	保険会社等の名称		保険等の種類	保険等の種類(目的) 保険期			用している			居住若しくは家財を利 者又は傷害等の保険 な保険者の氏名 の続柄		地震保険料等の金額 (分配を受けた剰余金等の 控除後の金額)		間 旧長期損害保険料等の金額 支払者 (分配を受けた剰余金等の 控除後の金額)		給与の 支払者の 確認印		
																円	F	9
Ł																		
ן צ																-		-
<b>₹</b>																-		1
ľ	地震保険料		合計	(A)		円	旧長期	損害保険料	1(保険期	間が10年	以上で、満	期返戻金の支	払われるもの	<b>D</b> )	£	計 (B	)	P
	地震保険料 (A)の金	額		(最高	50,000円)		円 +	- (B)の金額:		を超える場合!	‡(B) ×1/2 +		高15,000円)		H	= (最)	高50,000円)	Р
_	社会保	険の種類	領			保障	険料を負担	することにな	っているノ			$\overline{\Box}$						
土金民食	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	※「3.その他 名称を記入し	」をご選択さしてください。	· 保険料	支払先の	名称	氏	名	あなたとの続柄	<ul><li>支払った</li></ul>	とが本年中Ⅰ と保険料の3	に 金額 規 規 模等	F	M++4=2	種類	11.80	あなたが本年中に支 掛金の金額	払った 
															対法人中小企業 第の共済契約の			
ļ						-						\業金	2   18	心身障	企業型年金加.	制度		
_	*国民年金、国民年金基金	・・・証明書を	を添付して	ください。		수計(	控除額)					_ \		に関	する契約の掛け	<sup>企</sup> 控除額)		-
給	与所得者の配偶者特	別控除	申告1	<b>5</b> ♦		шиі	1±P/NBA/	1				円			шшх	1219711307		P
I	配偶者の氏名			配偶者の	生年月日					配		住所又は.					非居住者であん	る親族
	(フリカ*ナ)		_	明·大 昭·平	4	<b></b> [/y	Ŧ			_	)	□本人と同	ľ		_			_
者				月/m	日/0	1												
特別	配偶者 2 給与		29年中の収入1	金額等 A 必要経費等	F (B)	平成29年 (裏面@#	中の所得の 翼の金額)	り見積額 C	) = (A)-	B)			配偶者特別 控除額	(裏	面し欄の金		万円 生計を一にする	る事実
ioto III	の 所得の 種類 3 老齢・退職 4 その他	年金										<i>b</i>	なたの本年中	の	00万円を超える場	<b>」└──</b> 場合は申告でき	ません)	

【個人情報のお取扱いについて】 この年末調整業務の請負に際し収集する本申告書に記載する個人情報(氏名、性別、生年月日、連絡先、障害の有無等)、保険契約情報(保険金・給付金等の支払い、 受取人の氏名、続柄等)、その他関連・付随情報などについては、当社請負の責社給与計算業務を遂行する目的だけに使用され、その他の目的には一切使用・提供いたしません。

- ◎ この申告書は、平成28年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。整除の対象となる保険料の範囲等と添付書類について

### 証明書は添付されております証明書提出袋に入れてくださ

		控除の対象となる	添付書類						
	ます。)、あるいは疾病若しくは身 定の保険契約に基づき、あなた なお、控除の対象となる保険*	生命保険料とは、一定の生命保険契約 化体の傷害により入院して医療費を支払 が本年中に支払った保険料や掛金をい や掛金は、保険契約等の内容や契約 証明書類などによって、控除の対象とな さ入してください。	ったことなどに基因して保険金が支 います。 締結日などによって次のように区分	払われる— されますか	生命保険会社等が発行した証明書類 なお、一般の生命保険料のうち旧生命保険料にあっては 1契約の保険料(分配を受けた朝余金、割尿金を差し 引いた残削が9,000円を起えるものについて、また、 旧生命保険料以外の保険料にあっては金額の多少にかか おおずそでわらいこついて必要です。				
		契約締		1	また、勤務先を対象とする団体特約により払い込んだ生 命保険料については、この申告書に記載したあなたが 本年中に支払った保険料等の金額」、「保険金等の受取 人」などに誤りがないことについて、勤務先の代表者又は				
生		平成23年12月31日以前 (旧保険料等)	平成24年1月1日以降 (新保険料等)						
命	一般の生命保険料	旧生命保険料	新生命保険料		その代理人の確認を受けたときは、証明書類を添付する				
保険	介護医療保険料	_	介護医療保険料		必要はありません。				
料	個人年金保険料	旧個人年金保険料	新個人年金保険料						
	ぞれ表面の計算式に基- 2 「一般の生命保険料と「 料等か旧保険料等かに。 3 「一般の生命保険料」又に の受取人の全てをあなた 料」の対象となる保険契約	一般の生命保険料」と「介護医療保険料 うき算出した各陸除額を合計した金額侵 個人年金保険料」について、「新・旧の にして、いずれか一方を〇で囲んでくだ。 は「介護医療保険料」の対象となる保険 又はあなたの配偶者その他の親族とす。 内等は、その契約に基づく年金の受取人 ずれかとするものに限ります。							
地震保険料等	に供しているものや、これらの出 これらによる津波を直接すりに によりこれらの資産について生じ あなたが本年中に支払った保修 をいいます。 また、平成18年12月31日まで 、実施、平成18年12月31日まで 、大学、中成18年12月31日まで 、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、大学、	検料の金額又は旧長期損害保険料の金い。 がい。 前の所得税法第77条第1項に規定する 戻金を支払う旨の特約のある契約等でこ 契約の変更をしていないものに限るもの。 月1日以後であるものを除きます。 損害保険料の区分1欄の配載に当たっ	噴火又は いいます。) ことをできます。 たできます。 かとして、 発行した。証明 は共済 、かつ、 、済かつ、 、済がつ、	損害保険会社等が発行した証明書類 なお、保険料の金額の多少にかかわらず全てのものに ついて必要です。 また、団体特約により損害保険料を払い込んだ場合の 取扱いは、生命保険料と同様です。					
社会保険料	ものが哲能の対象となります。 ()国民使権保険の保険科や国民健康保険税 ()国民使権保険の保険科や国民健康保険税 ()の国民使権保険の保険科や国民健康保険税 ()の国籍の医療の確保に関する法律の規定による保険料(後期高齢者医療制度の保険料) (()の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料(後期高齢者医療制度の保険料) (()の事態保険法の規定による介護保険の保険料 ()の国籍に保険法の規定による介護保険の保険料				左記③の保険料又は掛金については、厚生労働省又は各国民年金基金が発行した証明書類 ⑤以外については、証明書類を添付する必要はありません。				
小規模企業	①独立行政法人中小企業基盤 ②確定拠出年金法に規定する ③地方公共団体が条例の規定 一定の要件に該当する契約に	見模企業共済等掛金は、改めてこの申告		制度で	独立行政法人中小企業基盤整備機構や国民年金基金連合会、地方公共団体が発行した証明書類 なお、掛金の金額の多少にかかわらず全てのものについて必要です。				

# [配偶者特別控除]

■あなたの本年中の合計所得金額の見積額について あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は申告できません。 あなたの所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が12,300,000円を超えるときは、合計所得金額が 1,000万円を超えることになります。

■次の場合には、配偶者特別控除を受けることができません あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、他の人の扶養親族とされる場合、青色事業 専従者として給与の 支払を受ける場合又は白色事業専従者に該当する場合には、申告できません。また、夫婦の双方がお互いに 配偶者特別控除を受けることはできません。

■「配偶者の合計所得金額(見積額)」の計算について
①配偶者の所得が給与所得だけで、本年中の給与の収入金額が103万円以下又は141万円以上である場合には、合計所得金額が38万円以下又は76万円以上となり、配偶者特別控除を受けることができません。②配偶者の所得が公的年金等に保る維所得だけで、本年中の公的年金等の収入金額が、(イ)年齢65歳以上の人については、158万円以下又は196万円以上(ロ)年齢65歳未満の人については、108万円以下又は1,513,334円以上である場合には、全事で現金等が12万円以下又は1,613,334円以上である場合には、全事で現金等が12万円以下又は1,613,334円以上である場合には、全事で現金等が12万円以下又は1,613万円以上でより、配偶差数別地降を受けることができませ

- (日) 千齢のの版本調のパにこか、(は、108万円以下又は1,513,334円以上である場合には、合計所得金額が38万円以下又は76万円以上となり、配偶者特別控除を受けることができません。 ③雑所得の所得金額は、次の(イ)と口)を合計した金額です。 (イ) 公的年金等に係る雑所得・・・収入金額から公的年金等控除額を控除した残額 (ロ) 公的年金等以外の雑所得・・・総収入金額から必要経費を控除した金額

なお、上記(イ)の公的年金等控除額は、次のとおりです

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(a)	公的年金等控除額
65歳以上	1,959,999円以下	120万円
65歳未満	1,300,000円以下	70万円
の成本側	1,300,000円超 1,513,333円以下	(a)×25%+37万5千円

(注) 家内労働者等(家庭内で内職をしている人など)の事業所得及び雑所得の必要経費の額の合計額については、65万円 (収入金額を限定とし、他に給与所得がある場合には、給与所得控除額を控除した残額とします。)まで認められる特例があります。

■配偶者が非居住者である場合について 非居住者(注1)である配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける場合には、「非居住者である配偶者」欄に○印を付け、「生計を一にする事実」欄に平成29年中にその配偶者に送金等をした金額の合計額を記載するとともに、その配偶者に係る「親族関係書類」(注2) 及び「送金関係書類」(注3)をこの申告書に添付してください

- なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。
- (注) 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上居住を有したい風力をかいます。 (注) 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上居住を有したい風力をいいます。 2 「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者であることを証するものをいいます。 ①戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類及びその配偶者の旅券(パスポート)の写し
  - ②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(その配偶者の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。) 3 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である配偶者の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、

  - 各人に行ったことを明らかにするものをいいます。 ①金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその配偶者に支払をしたことを明らかにする書類

②いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその配偶者が 商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする書類

■配<u>偶者特別控除額の計算</u> 配偶者特別控除は、下記の「配偶者の合計所得金額(見積額)の 計算表」で配偶者の合計所得金額を求め、次に、合計所得金額 (②欄の金額を「配偶者特別控除額の早見表」に当てはめて求めます。 この場合、②欄の金額が38万円以下の場合又は76万円以上の場合は、 配偶者特別控除はないこととなりますので、表面の□□欄には記入 しないでください。

## ■配偶者の合計所得金額(見積額)の計算表

所得の種類		収入金額等@	必要経費等®	所得金額(⑥-⑥)		
給与所得	©	P	Р	【マイナスの協会は0〉 円		
事業所得	@					
維所得	3					
配当所得	<b>④</b>					
不動産所得	⑤					
退職所得	<b>©</b>		(近極所得性的)	(G-G) ×7/2×4 (G-G)		
①~⑤以外の所得	Ø		(5 5 <b>349 0 125 9 36</b> (5)	[一時所得文社長類論度所得住1/2		
配便	8					

# ■配偶者特別控除額の早見表

<ul><li>①相</li></ul>	控除額⑥		
0 円から	380,000 円まで	0	H
380,001 円から	399,999 円まで	380,000	123
400,000 円から	449,999 円まで	360,000	177
450,000 円から	499,999 円まで	310,000	Ή.
500,000 円から	549,999 円まで	260,000	H
550,000 円から	599,999 円まで	210,000	177
600,000 円から	649,999 円まで	160,000	Ή.
650,000 円から	699,999 円まで	110,000	H
700,000 円から	749,999 円まで	60,000	H
750,000 円から	759,999 円まで	30,000	Ή.
760,000 円から		0	H